

『正義論』以降の政治理論の構図

——キムリッカ『新版 現代政治理論』を手がかりとして——

儘田 徹

Political theories after *A Theory of Justice*: A review essay on
Kymlicka's *Contemporary Political Philosophy*

Toru Mamada

本小論では、W. キムリッカの『新版 現代政治理論』にもとづき、『正義論』以降の政治理論に関する仮説的かつ最小限の素描を試みた。その結果、選択の自由の尊重、国民意識の重要性の明確化、正義に適う国民育成の条件の提示といった点で、リベラリズムの優位がうかがえた。しかし、国家以外の集団への信頼を擁護するという課題や、援助において設定された判別規準を格差原理に適うものにするという課題もあり、これらを実現できなければ優位ではなくなる可能性も示唆された。加えて、これらの課題は後者が不可能なら前者も不可能という関係にあると考えられるため、国家による援助と国家以外の集団による援助のいずれが、それぞれの援助において設定された判別規準をより格差原理に適うものにするのか、包括的に比較する必要があると思われた。

キーワード：政治理論、リベラリズム、正義論、キムリッカ、政治哲学

I. はじめに

カナダ出身の著名な政治理論家である W. キムリッカの『新版 現代政治理論』(Kymlicka, 訳. 2005) は、「新しい理論が、旧来の諸理論の長所に依拠しつつも、それらの短所を是正していくという形で、新旧の諸理論が関連づけられている様態と方法とを確認する」(Kymlicka, 訳. 2005, p. vi) という旧版の企図を踏襲しつつ、J. ロールズの『正義論』以降の政治理論を比較・検討した野心的な著作である。

本小論は、この『新版 現代政治理論』にもとづき、『正義論』以降の政治理論の構図を仮説的かつ最小限に素描しようというものである。このため、『新版 現代政治理論』で展開されている各理論についての相当に詳細な議論のうち、とくに各理論の主要な異同に関する部分に焦点を当てることにしたい。

II. ロールズの「正義の原理」

まずは、起点である『正義論』で提示されたその核心的「正義の原理」を手短かに紹介しておこう。なお、『正義論』の日本語訳は1999年刊行の改訂版にもとづく川本らのもの(Rawls, 訳. 2010)のほかに、矢島らのもの(Rawls, 訳. 1979)がある。しかし、矢島らの「訳者あとがき」(Rawls, 訳. 1979, p. 463)や「改訂版への序文」におけるロールズの説明(Rawls, 訳. 2010, pp. xi-xv)によると、矢島らの訳には1975年刊行のドイツ語版と同じ訂正が施されており、改訂版における重要な変更はすでにそれに含まれていると考えられる。このため、参照や引用には川本らの訳を用いることにした。

ロールズによれば、「正義の原理」は「第一原理」、「第二原理」、「第一の優先権ルール」、「第二の優先権ルール」から成る(Rawls, 訳. 2010, pp. 402-404)。このうち「第一原理」は、他者の自由と両立可能である限り、誰もが

自由への対等な権利を持つべきだというものである。そしてその自由は、「政治的な自由」、「言論および集会の自由」、「良心の自由」、「思想の自由」、「人身の自由」、「個人的財産＝動産を保有する権利」、「恣意的な逮捕・押収からの自由」を含む広範なものとされる (Rawls, 訳, 2010, pp. 84-85)。

「第二原理」は、社会的な財である所得や富、自然本性的な財である生来の才能・能力といった偶然による不平等 (社会的・経済的不平等) は、次の二つの条件を充たすようなものにならなければならないというものである。一つは、(a) 「最も不遇な人びと」の便益が最大になるように、不平等から得られる便益を課税などの負担が過重にならない範囲で用いること、もう一つは、(b) 不平等をともなう職務や地位を得る機会が、誰にでも公正で均等に開かれていることである。

一方、「第一の優先権ルール」と「第二の優先権ルール」は、「第一原理」と「第二原理」を実施する際の優先順や条件を定めたものである。

この「正義の原理」において最も特徴的なのが、第二原理の二条件のうち「格差原理」と呼ばれる a 条件である。ロールズによれば、不平等から便益を得ることは次の場合に限って許容される。それは、「全員の身体的ニーズおよび心理的諸能力が〔極端なばらつきのない〕通常の範囲に収まっている」 (Rawls, 訳, 2010, p. 131) との仮定のもとで、「他の人びとの暮らしよさを向上させる」 (Rawls, 訳, 2010, p. 134) 場合である。そして、このことは第二原理の b 条件の公正な機会均等だけでは実現できず、a 条件の「格差原理」も必要だというのである (Rawls, 訳, 2010, pp. 90-114)。さらにロールズは、「特定の社会的地位 (たとえば未熟練労働者の地位) … にある人びとの所得および富とほぼ同等あるいはそれ以下の人びと」、ないし「所得と富が中央値 (median) の半分以下の人びと」 (Rawls, 訳, 2010, p. 132) という、「最も不遇な人びと」の判別規準も例示している。

キムリッカはこうしたロールズの「正義の原理」について次の二つの問題を指摘する。一つは、「最も不遇な人びと」がもつばら所得や富のような社会的な財によって判別されるため、例えば所得や富が同程度であれば障害や病気による不可避な出費は考慮されないこと、もう一つは、偶然で不可避なものや当事者の選択によるものとの区別が不十分のため、例えば趣味のために最小限の就労と所得を選択した人の便益をも増大させることである (Kymlicka, 訳, 2005, pp. 103-110)。しかもこれら

の問題は、R. ドゥオーキンら複数の政治理論家を取り組んできたにもかかわらず解消されていない (Kymlicka, 訳, 2005, pp. 110-128)。

このうち前者の問題については、十分な所得や富によって障害や病気による不可避な出費が容易に可能な場合には、確かに考慮されないように思われる。しかし相当な所得や富があっても、「最も不遇な人びと」の一員となるほどに出費がかさむのであれば、考慮されることになるはずである。後者の問題についても同様のことがいえるのではないか。当事者の選択が招いた結果だとしても、所得や富が「最も不遇な人びと」と同等かそれ以下であれば、便益の増大は「格差原理」による正義に合うだろう。

つまりいずれの問題も、その核心は「格差原理」という正義の判別規準 (正義に合う不平等か否かの判別規準) の設定可能性であり、これは後述するフェミニズムとリベラリズムの争点となっているので、そこでまとめて検討することにした。

Ⅲ. リバタリアニズム

ロールズが『正義論』で理論化した政治的立場はリベラリズムと呼ばれる。一方、リバタリアニズムという立場は、人々の選択の自由を尊重する点ではリベラリズムと一致するが、不平等を規制するための課税には断固反対する (Kymlicka, 訳, 2005, pp. 152-154)。

リバタリアニズムの立場に立つ R. ノーリックが唱える「権原理論」によれば、「正当に獲得されたものはすべて自由に移転できる」 (Kymlicka, 訳, 2005, p. 152)。「権原」とは、「強制や詐欺でないかぎり、思うがままに自由に財を処分する絶対的権利を持つこと」 (Kymlicka, 訳, 2005, p. 153) であり、「格差原理」による正義を達成するためであっても、公権力による強制的な課税でこれを侵犯するのは正義に反するのである。さらに、こうした主張の根拠には自己所有権がある。偶然でも努力の結果でも自己が才能を所有していれば、その才能による産出物には自己所有権があるため、産出物の移転 (例えば不遇な人への譲渡) を他者が要求するのは自己所有権の侵害なのである (Kymlicka, 訳, 2005, pp. 160-162)。

加えて、財の自由な移転のためには、取得の正当性を判断できる規準が必要である。ノーリックは、「[取得によって] 共有物としての使用が不可能となることにより、人々の状態が物質的観点からみて悪化しない」

(Kymlicka, 訳. 2005, p. 169) という規準を示している。この規準についてキムリッカは、取得に対する他者の拒否権（選択の自由）や、既取得者以外による取得で人々の状態がより良くなる可能性を考慮していない点を批判する。そしてこれらを考慮するなら、ノージックのいう「権原」は限定的なものにならざるをえないという (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 171-177)。

ノージックのリバタリアニズムについては、無産労働者はしばしば不利な条件で労働を売らなければならないように、不遇な人々の自己所有権は実質的ではないという問題点を指摘することもできる。一方、恵まれた人々の自己所有権がいくらか制限されたとしても、彼らが失うのはそのごく一部にすぎない。そして、そうすることで不遇な人々がより有利な職業上の能力を獲得するようになれば、そうしないよりもはるかに多くの人々の自己所有権を実質的なものにすることができる (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 180-184)。

このほか、キムリッカはノージック以外のリバタリアニズムについても検討しているが、自己所有権の尊重といったリバタリアニズムの根幹を擁護できないとして却けている (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 188-225)。リバタリアニズムが以上のようなものであるならば、人々の選択の自由はリベラリズムにおいてより尊重されるといえるようである。

IV. マルクス主義

マルクス主義者がリベラリズムを批判する従来からの観点は、共産主義が正義といったリベラリズム的な理念に取って代わるというものである。しかし今日では、正義を重視するマルクス主義者も現れるようになり、彼らはリベラリズムを次の二つの観点から批判している。一つは、不平等の規制は「格差原理」によっては実現不可能であり、生産手段の社会化によってしか可能ではないというもの、もう一つは、生産手段の私的所有（私有財産制）は本質的に搾取や疎外といった不正義を生むというものである (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 246-247, pp. 256-259)。

これに対し、キムリッカはまず生産手段の社会化について、不平等の規制が「格差原理」によっては実現不可能と判断するのは時期尚早だとする (Kymlicka, 訳. 2005, p. 259)。また、生産手段が社会化されていても不正義が生じる可能性があることを、労働者所有の民主的

な企業体を売却して余暇を楽しみたいとする少数派の望みが、多数派の反対によって阻止されるという例を用いて指摘している (Kymlicka, 訳. 2005, p. 272)。

搾取については、マルクス主義はリバタリアニズムと同様に生産物の自己所有権を前提としているため、不平等を規制するための課税が不正義とされるという問題が生じる (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 260-266)。このため、生産手段へのアクセスや生来の才能といったものの平等状態を仮想的に想定し、その想定下で便益の増大が見込まれる場合を搾取とするという議論もある。しかし搾取がそのようなものなら、リベラリズムにおける不正義とそれほど差異はないという (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 266-271)。

さらに疎外については、疎外された労働よりもそうでない労働のほうが価値があることを認めつつも、余暇や消費といった別の価値のために、あえて疎外された労働を選択することまで不正義とはいえないと指摘する (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 279-284)。

このほか、キムリッカはマルクス主義以外の社会主義として、社会民主主義についても検討している。そして、社会民主主義が重視する民主的シティズンシップといった社会的平等が、ロールズのなりベラリズムを補完するものであることを認める一方、「個人的平等の重要性を貶めることで社会的平等の重要性を擁護する」 (Kymlicka, 訳. 2005, p. 290) ような、一部の社会民主主義者の立場を却けている (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 284-290)。

V. コミュニタリアニズム

キムリッカはコミュニタリアニズムを次の三つのタイプに分類する。一つは、共同体の理念（愛や連帯）が正義の理念に取って代わるというものである、二つめは正義は共同体ないし社会の共通理解にもとづくというものである、三つめは正義における共同体の役割ないし共通善（社会的に共有された善い人生のあり方）を重視すべきというものである (Kymlicka, 訳. 2005, p. 304)。

そのうえで、キムリッカは一つめのタイプについては、正義は愛や連帯の自発性を保証するものとして、それらと共存しようと反論する (Kymlicka, 訳. 2005, p. 305)。また、二つめのタイプについては、正義に関する共通理解が共同体の外部に適用されたり（例えば米国から中国への人権問題批判）、共同体内でも正義に関する対立が

生じたり（例えば米国内の公的医療保険への反対論）する以上、正義が社会の共通理解にのみもとづいているとはいえないとする（Kymlicka, 訳. 2005, p. 307）。

キムリックは三つめのタイプについて、このタイプによる自己決定とそれを可能にする社会的条件をめぐるリベラリズム批判が、自己決定に関する独自の考え方を前提としているとして重視する（Kymlicka, 訳. 2005, pp. 308-309）。その考え方とは、善い人生に関する選好（どのような人生を善いものとして選ぶか）は共通善にもとづいて評価され、その価値が序列化されるというものがある。これに対し、リベラリズムでは選好は各人に委ねられており、共通善は各人の選好に適合するように調整されると考えられている。コミュニタリアニズムはこの点でマルクス主義と一致するが、選好の序列化の規準となる共通善は、マルクス主義では疎外なき労働という普遍的な理念であり、コミュニタリアニズムでは既存の慣習である（Kymlicka, 訳. 2005, pp. 319-320）。

キムリックによれば、自己決定に関するコミュニタリアニズムのこうした考え方の背景には、自己は目的を吟味・修正できるゆえに目的に優先するという、リベラリズムの自己概念への反対がある。そして、自己は共同体の価値を尊重することなく目的を獲得することはできないとか、自己の目的は自己を構成するものとして自己により発見されるものだ（ゆえに選択されるものではない）、といった自己概念が提起されている。しかし、こうしたコミュニタリアニズム的な自己概念は、獲得ないし発見された目的の吟味・修正が可能なのであれば説得力がない。さらに、自己を構成する目的の範囲は柔軟に見直せるとの議論もあるが、そうなるトリベラリズムの自己概念との差異はなくなってしまう（Kymlicka, 訳. 2005, pp. 321-331）。

このほか、コミュニタリアニズムの自己概念は、伝統主義的な少数派に限定すればあてはまるとする議論もある。しかし、この議論は後述する多文化主義に関わっており、その検討の際に扱うことにする（Kymlicka, 訳. 2005, pp. 331-356）。

コミュニタリアニズムによるリベラリズム批判は、その自己概念だけでなく国家概念にも及ぶ。すなわち、リベラリズムにおいて国家は、善い人生に関する人々の選好に何ら影響力を及ぼそうとしないために、自己決定を可能にする社会的条件を保てないというのである（Kymlicka, 訳. 2005, pp. 357-358）。自己決定を可能にする社会的条件の一つは、善い人生に関する人々の選

好の多様性である。コミュニタリアニズムはその多様性を維持するためには国家の介入が不可欠だとする。これに対し、リベラリズムは国家の介入を拒絶はしないが、選好の序列化に関しては自己決定の制限になるとして反対する（Kymlicka, 訳. 2005, pp. 359-362）。

さらにコミュニタリアニズムによれば、善い人生に関する自己決定は個人だけでは不可能であり、国家ないし政治によってしか可能ではない。この主張についてキムリックは、そうした自己決定は国家以外の集団（家族や友人、宗教団体、職能団体や労働組合、大学、マスメディアなど）によっても可能だとする。また、この主張は国家ないし政治への信頼を前提としているが、コミュニタリアニズムはその信頼を擁護できていない。一方、国家以外の集団を信頼するリベラリズムも、同様にその信頼を擁護できていない。こうしてどちらの信頼も確認されていない以上、国家と国家以外の集団による自己決定における可能性やリスクについて、包括的に比較する必要があるという（Kymlicka, 訳. 2005, pp. 362-367）。

VI. コミュニタリアニズムからシティズンシップへ

自己決定を可能にする社会的条件に関するコミュニタリアニズムの主張として、国家の正統性ないし社会的統合が維持されていなければ自己決定は不可能であり、その維持にはリベラリズムで主張される正義の共有意識だけでなく、共通善の共有意識が必要だというものがある（Kymlicka, 訳. 2005, pp. 367-369）。キムリックはこの主張について、社会的統合は正義の共有意識だけでは十分に維持できないという点で同意する。西洋諸国の多くの市民が同一の正義の意識を共有しているように、正義の共有意識は国家の枠を超えるからである（Kymlicka, 訳. 2005, pp. 369-374）。

しかし共有されるべき共通善が、コミュニタリアニズムが主張するように既存の慣習の中に見出されるのであれば、一部の社会集団（例えば同性愛者）を排除しなければ共有できないことは明らかである。このため、共通善の共有によって社会的統合が維持されることはありえない（Kymlicka, 訳. 2005, pp. 374-380）。一方、西洋諸国で実践されてきた国民意識の共有であれば、エスニシティ、宗教、共通善の共有がなくても社会的統合を実現することができる（Kymlicka, 訳. 2005, pp. 381-390）。そして、まだ実現されていないグローバルな正義も、この歴史的成果に基礎づけられるべきだという

(Kymlicka, 訳. 2005, pp. 390-393).

コミュニタリアニズムはリベラリズムとの論争において、共通善の共有といった共同体のメンバーシップをめぐる問題を提起した。そして、この共同体のメンバーシップとリベラリズム的正義を媒介する概念として、政治理論家の間でシティズンシップへの関心が高まることになった (Kymlicka, 訳. 2005, p. 414)。その結果、公共的な討論に参加する徳性を備えた市民が重要かつ必要との認識が強まる一方で、私的領域への引きこもり傾向がしばしばみられる現状から、市民的徳性の衰退への懸念も増大してきている (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 426-427)。

キムリッカによれば、こうしたシティズンシップをめぐる問題の核心は、市民的徳性の発揮を動機づけているものは何かということである。そして、上述の社会的統合の場合と同様に、その答えは国民意識の共有だという。公共的な討論への参加は、国民意識による動機づけや共通の言語なくしては困難なのである (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 451-453)。

また、グローバルなシティズンシップという構想も、先述のグローバルな正義と同様に国民意識の共有をその基礎とすべきだと指摘する。例えばEUのある加盟国の市民が、EUの決定に不満な場合にすべきことを考えてみるとよい。すべての加盟国が拒否権を持っているなら、自国の言語を用いて自国の市民と公共的な討論を行えばよいが、どの加盟国も拒否権を持っていないなら、各国の言語を用いて各国の市民と公共的な討論を行わなければならないのである (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 453-458)。

VII. 多文化主義

多文化主義は当初、コミュニタリアニズムに近いものと考えられていた。しかし、この見方は多くの西洋諸国における現実と合致しないことが明らかになり、むしろリベラリズムの枠内で可能な多文化主義について論じられるようになってきている (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 487-491)。

キムリッカによれば、このリベラリズム的な多文化主義にとって重要な問題は、少数派の権利のうち個人の権利を制約するものと補完するものを区別することである。少数派の権利には集団内の個人を対象としたものと、集団の外部を対象としたものがあるが、こうした集団的な権利はしばしば個人の権利を制約する。しかし、少数

派の権利が集団内の個人の自由を保護したり、集団間の平等的ないし非支配的な関係を促進することもあり、そのような場合にはリベラリズム的な多文化主義と両立する (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 492-495)。

リベラリズムでは一般的に、国家は文化について「善意の無視」という原則を堅持することが想定されている。先述のようにリベラリズムの国家概念は善い人生に関する人々の選好について、国家の価値づけにより正当化される選好の序列化を排除するが、中立的な理由により正当化される選好の序列化まで排除するわけではない。例えば、国家が英語の使用を上品さを理由に推進することはありえないが、使用頻度を理由に推進することはありうる。しかしリベラリズムは宗教については、中立的な理由により正当化される選好の序列化さえも排除してきた。「善意の無視」とはこうした徹底した選好の序列化の排除にほかならない (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 496-498)。

キムリッカはこの「善意の無視」を、国民育成による国民意識の共有の実現を重視する観点から否定し、多数派による国民育成が少数派にとって不正義とならない条件を問うべきだと主張する。そして、排他的でなく、多元的で寛容であり、少数派による独自の国民育成も認められるという条件を提示している (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 499-501, pp. 520-521)。

現在では、リベラリズムの枠内で可能な多文化主義に関する議論は沈静化してきている。その一方で多文化主義について、社会的な統合や安定を侵食するとの懸念が論じられるようになってきている。しかしキムリッカは、こうした懸念を根拠がないとして却けている (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 524-528)。

VIII. フェミニズム

キムリッカは、フェミニズムの「差異アプローチ」(性差によって正当化できない不平等を差別とする) (Kymlicka, 訳. 2005, p. 544) と「支配アプローチ」(男性支配によって生じた不平等を差別とする) (Kymlicka, 訳. 2005, pp. 550-551) の区別を用いて、コミュニタリアニズム、リバタリアニズムとフェミニズムとの差異を次のように説明する。支配アプローチは「人々は自らの社会的役割を問い直すことができる」(Kymlicka, 訳. 2005, p. 552) (これは「自己は目的を吟味・修正できる」ことにほかならない) とする点で、コミュニタリアニズ

ムには受容できないかもしれない。また、リバタリアニズムは支配アプローチはもちろん、差異アプローチの形式的な平等原則ですら受容できない (Kymlicka, 訳, 2005, pp. 552-553)。

一方、リベラリズムは差異アプローチを受容してきたが、リベラリズムの原理は差異アプローチではなく支配アプローチに近い可能性がある。そしてキムリッカはこのことを、リベラリズムとフェミニズムの争点となってきた公と私、正義とケアの区別から明らかにしようとする (Kymlicka, 訳, 2005, p. 553)。

まず公と私の区別についてだが、リベラリズムは国家を公、社会を私として区別する一方、個人を私として公と区別するプライバシー概念を用いてきた。そしてこれらに加え、家族を私として公と区別するのを拒否し、かつてのプライバシー概念から、家父長を私として公と区別するプライバシー概念を除去するのであれば、フェミニズムとの差異はないという (Kymlicka, 訳, 2005, pp. 557-562, pp. 564-571)。しかしリベラリズムは、例えば性差別的な表現の氾濫といった現実については、先述のように国家以外の集団への信頼を擁護できないのではない (Kymlicka, 訳, 2005, pp. 562-564)。

正義とケアの区別については、キムリッカはこれまでに提起されたものとして、「普遍性 対 個別の関係の配慮」、「共通の人間性の尊重 対 特異な個性の尊重」、「権利の主張 対 責任の受容」の三つをあげる (Kymlicka, 訳, 2005, p. 579)。そして、前二者は本当の相違とはいえ、「権利の主張 対 責任の受容」についても、「権利の主張」では他者への不干渉が義務であることがその根拠なのであれば、それはリバタリアニズムにしかあてはまらないという。リバタリアニズムを除く上述の諸理論は、他者への配慮を義務として認めているからである (Kymlicka, 訳, 2005, p. 586)。

だが、ケアの倫理と正義の倫理では、他者への責任の根拠とされるものが異なる。前者の根拠が他者の主観的苦痛であるのに対し、後者の根拠は客観的不公正なのである。このため、例えば浪費家から援助の要望があった場合、前者では要望への無関心は無責任ということになるし、後者では要望そのものが無責任ということになる (Kymlicka, 訳, 2005, pp. 587-589)。

ケアの倫理の主張者も、主観的苦痛に際限なく応えることによる不公正と依存の問題を認識はしている。しかし、どこまで応えるかについての判別規準は設定不可能とする。これに対しキムリッカは、判別規準の設定は主

観的苦痛の無視を意味するわけではなく、むしろ必要なケアを予測可能にすることで、ケア提供者の善い人生に関する自己決定をも可能にすると反論する。さらに責任能力のある成人であれば、自らの要望を判別規準に照らして調整できると指摘する (Kymlicka, 訳, 2005, pp. 591-595)。一方、病人や子供といった他者に頼らなければならない人々への責任については、今後の課題としている (Kymlicka, 訳, 2005, pp. 597-600)。

つまり、ケアの倫理と正義の倫理の根本的争点は、「格差原理」という正義の判別規準 (正義に適う不平等か否かの判別規準) の設定可能性にあるわけだが、「格差原理」に適っているかはさておき、不平等の規制のための判別規準は現実に設定されている (例えば奨学金制度における世帯収入による規制)。そしてそのような判別規準は、他者に頼らなければならない病人や子供の援助などさまざまな援助において、すでに設定されているように思われる。とすれば、それらのさまざまな判別規準を「格差原理」に適うものにできるか、すなわち、「最も不遇な人びと」に最大の便益をもたらすものにできるかということこそが、今後の課題なのではないか。

IX. 各理論の異同

最後に、上述の各理論の異同を表にまとめ、若干のコメントを加えて本小論を閉じることにしたい。なお、キムリッカ自身の立場は基本的にリベラリズムだが、独自の修正を行っている部分もある。このため、そうした部分もリベラリズムに含めるが、【 】で括って区別することにする。

このようにまとめてみると、選択の自由の尊重、国民意識の重要性の明確化、正義に適う国民育成の条件の提示といった点で、冒頭で引用したキムリッカの企図どおり、ほかの諸理論に対するリベラリズムの優位がうかがえる。しかし、国家以外の集団への信頼を擁護するという課題や、援助において設定された判別規準を格差原理に適うものにするという課題もあり、これらを実現できなければ優位ではなくなるかもしれない。加えて、これらの課題は後者が不可能なら前者も不可能という関係にあると考えられる。したがって今後は、国家による援助と国家以外の集団による援助のいずれが、それぞれの援助において設定された判別規準をより格差原理に適うものにするのか、包括的に比較する必要があると思われる。

表 1. 各理論の異同

	リベラリズム	リバタリアニズム	マルクス主義	コミュニタリアニズム	フェミニズム
選択の自由の尊重	リバタリアニズムよりも尊重	尊重			
不平等を規制するための課税		課税は不正義	課税は不正義		
共通善と選好の関係	共通善は選好に適合するように調整される		普遍的理念としての共通善が選好の序列化の規準	既存の習慣としての共通善が選好の序列化の規準	
社会的統合の維持を可能にするもの	正義の共有 【国民意識の共有】			共通善の共有	
市民的徳性の発揮を動機づけているもの	【国民意識の共有】				
多数派による国民育成	【排他的でない等の条件を満たせば正義に適う】				
フェミニズムとの関係		支配アプローチ・差異アプローチとも受容不可能		支配アプローチは受容不可能	
	国家と社会を区別し、家族と公の区別を拒否				国家と社会を区別し、家族と公の区別を拒否
	他者への責任の根拠は客観的不公正				他者への責任の根拠は他者の主観的苦痛
	主観的苦痛への対応に関する判別規準は設定可能				主観的苦痛への対応に関する判別規準は設定不可能
課題	国家以外の集団への信頼を擁護できていない			国家への信頼を擁護できていない	
	援助において設定された判別規準を格差原理に適用ものにできるか不明		生産手段の社会化による不平等の規制が可能か不明		
			疎外された労働の選択は不正義とはいえず		

経済評論社。

文 献

Kymlicka, W. (2005). 新版 現代政治理論 (千葉眞, 岡崎晴輝, 坂本洋一, 施光恒, 関口雄一, 木村光太郎, 牧野正義, 前田恵美, 田中拓道, 訳). 東京: 日本

Rawls, J. (1979). 正義論 (矢島鈞次, 篠塚慎吾, 渡部茂, 訳). 東京: 紀伊國屋書店.

Rawls, J. (2010). 正義論 改訂版 (川本隆史, 福間聡, 神島裕子, 訳). 東京: 紀伊國屋書店.